

我孫子市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	131,317	47,222,829	704,728	8,777,400	18.6	18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

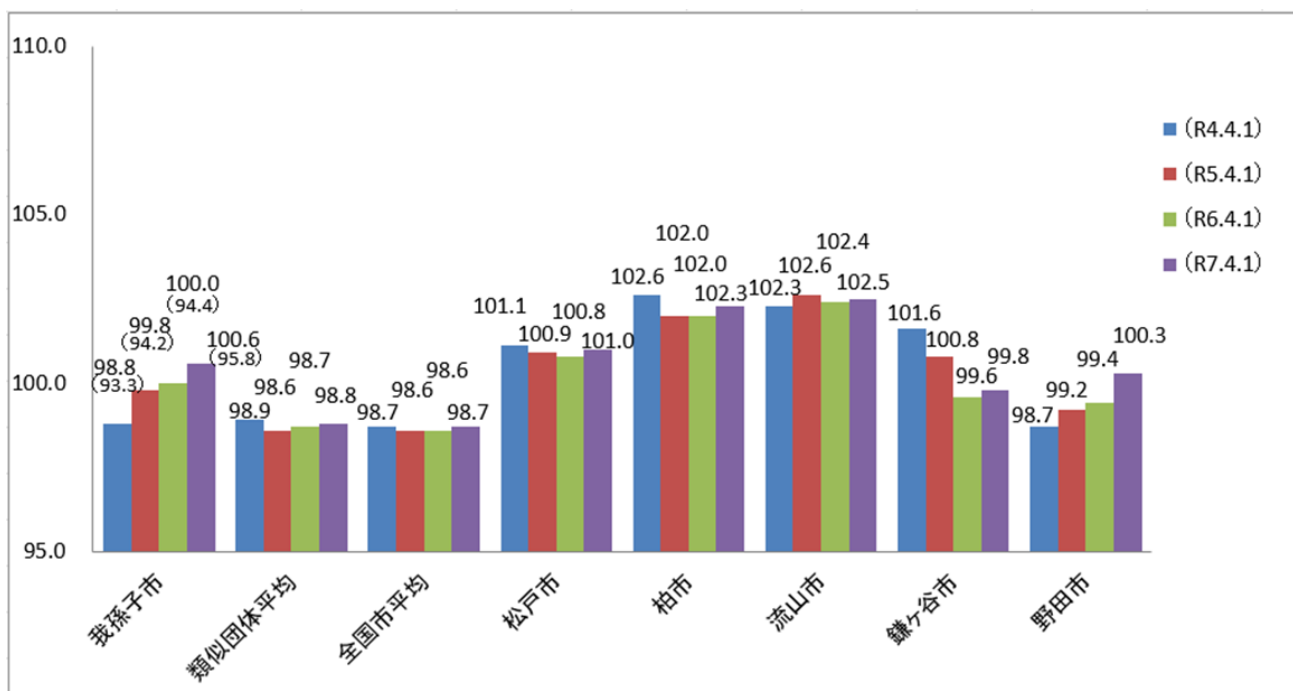
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	814	3,041,978	877,433	1,381,883	5,301,294	6,513

(参考) 一人当たり給与費の比較

類似団体平均	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6,570	7,059	6,263	6,379	6,290	6,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いたものです。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

市の独自削減について、令和6年4月1日から縮減したことに伴い、平均給与月額が引き上がったこと及び給与制度のアップデートに際し、国よりも給料改定額が大きい職員の比率が高かったことから、ラスパイレス指数が上昇しました。今後、組合等と協議しつつ独自削減率を検討するとともに、職員構成の適正化を図ることにより改善を図っていきます。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度アップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に近接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準15%に対し、我孫子市においては9.5%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日から地域手当の見直しを実施。平成27年度は1%引き上げ9%とし、平成28年度は、4月1日時点は9%、給与改定後は4月に遡及し9.5%を支給しています。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国基準による支給割合	16%	16%	15%
我孫子市の支給割合	9.5%	9.5%	9.5%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日支給）

(5) 特記事項

市の財政事情により、管理職員（7級）の給料を0.5%、管理職員（8級）の給料を1.0%抑制し、地域手当、期末・勤勉手当も抑制後の給料額で計算しています。（令和8年4月1日時点）

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
我孫子市	39.9 歳	325,459 円	442,725 円	423,361 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
我孫子市	56.3 歳	20 人	358,375 円	420,584 円	396,351 円	—	—	—	—
うち清掃職員	58.0 歳	2 人	383,600 円	451,145 円	423,327 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.41
うち学校給食員	—	—	—	—	—	飲食物調理従事者	45.5 歳	280,200 円	—
うち用務員	58.5 歳	2 人	375,450 円	426,569 円	411,118 円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.6 歳	246,200 円	1.73
うち自動車運転手	58.0 歳	3 人	340,267 円	451,710 円	367,630 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	57.0 歳	287,600 円	1.57
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
我孫子市	—	—	—
うち清掃職員	7,415,674 円	3,247,300 円	2.28
うち学校給食員	—	3,700,600 円	—
うち用務員	7,062,366 円	3,297,300 円	2.14
うち自動車運転手	7,386,909 円	3,640,300 円	2.03

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3～5年の3か年平均）。
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
我孫子市	36.6 歳	308,483 円	388,492 円	352,047 円
類似団体	39.0 歳	319,526 円	413,151 円	368,656 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しているものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	我孫子市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

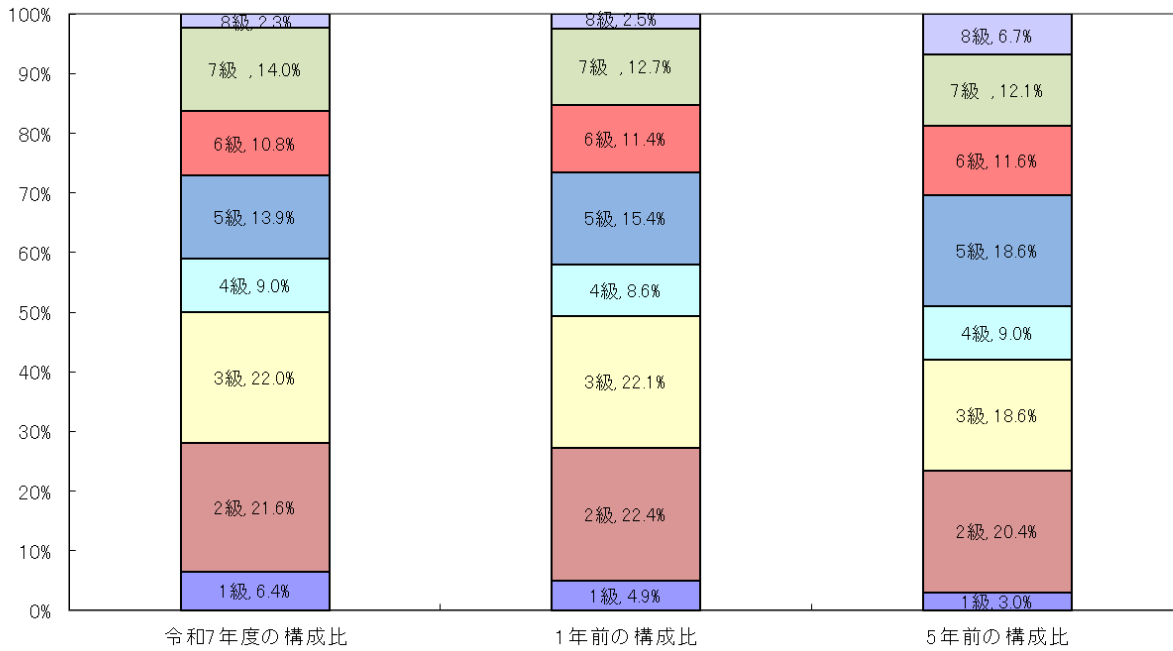
区分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年	
一般行政職	大学卒	272,867 円	358,184 円	400,549 円	401,422 円
	高校卒	—	—	—	407,000 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

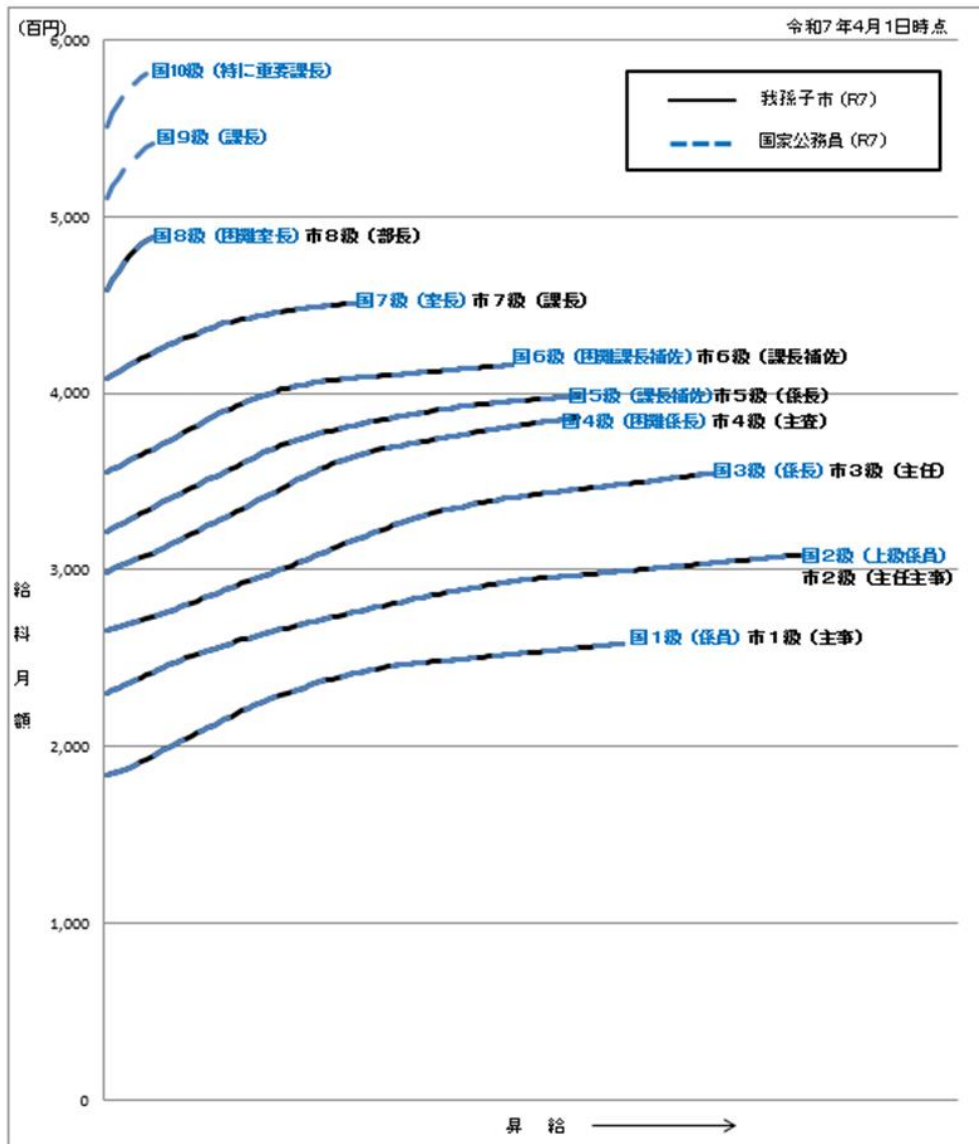
(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、部次長	11人	2.3%	458,300円	488,500円
7級	課長、主幹	67人	14.0%	408,300円	450,900円
6級	課長補佐、副主幹	52人	10.8%	355,200円	415,700円
5級	係長	67人	13.9%	321,300円	398,200円
4級	主査	43人	9.0%	298,800円	386,100円
3級	主任	106人	22.0%	265,300円	354,700円
2級	主任主事	104人	21.6%	230,000円	308,500円
1級	主事、技師	31人	6.4%	183,500円	258,100円
合計		481人	100.0%		

- (注) 1 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（我孫子市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している		○		○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

我孫子市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,704千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,829千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・役職加算 6~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（我孫子市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

我孫子市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7%/100		調整率	83.7%/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,446千円	22,376千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 自己都合には、死亡退職を含みます。

3 退職手当は、千葉県市町村職員退職手当条例に支給率が定められています。

4 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		324,473 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		375,548 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	9.5%	864 人	15%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合			

(参考) 近隣市における地域手当支給率の比較

松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市
10%	7%	7.5%	6%	8%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		13,907 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		70,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)		22.8 %		
手当の種類 (手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	消防職員	毒物、劇物など有害物の取扱作業	0 円	日額 500 円
防災作業手当	消防、防災担当職員など	災害救助、り災者対策業務	0 円	日額 1,000 円
消防作業手当	消防職員	消防作業	13,149 千円	1回 300~600 円
行旅死病人取扱手当	社会福祉課職員	行旅死病人の取扱作業	0 円	死亡人 1件 3,000 円 病人 1件 1,500 円
感染症防疫等作業手当	健康づくり支援課職員	感染症発生予防、まん延防止処理	0 円	日額 500 円
環境現場作業手当	手賀沼課、生活衛生課、道路課又は公園緑地課の職員	清掃作業、道路補修など現場作業	747 千円	日額 500 円
医療的ケア手当	保育士 (認定特定行為業務従事者)	喀痰吸引又は経管栄養	11 千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	235,144 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	355 千円
支給実績 (令和5年度決算)	221,259 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	338 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 3,000 円 ・子 1人 11,500 円 ・父母等 1人 6,500 円 ・16歳～22歳 1人 5,000 円加算 行政職俸給表 8 級の職員は、配偶者に係る手当は不支給、父母に係る手当は 3,500 円	同じ		81,865 千円	227 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間 28,000 円を限度 (手当対象家賃 16,000 円を超える場合)	同じ		52,250 千円	284 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バス利用者に対し、6ヶ月定期券代を半年に一度支給 ・自家用車等の利用者に対し、距離に応じ月額 4,600 円～38,700 円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等の利用者に対し、距離に応じ月額 2,000 円～38,700 円 	69,826 千円	98 千円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級 73,300 円 ・次長級 60,100 円～63,500 円 ・課長級 46,200 円～55,400 円 ・課長補佐級 38,700 円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・4 級～10 級の職の級に応じて 46,300 円～139,300 円 	90,005 千円	581 千円

5. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	882,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円/686,000 円 891,000 円/680,000 円 - / - 円	
	副市長	754,000 円		
	教育長	688,000 円		
報酬	議長	540,000 円	760,000 円/450,000 円	
	副議長	480,000 円	670,000 円/400,000 円	
	議員	450,000 円	620,000 円/377,000 円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 4.55 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.15 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×35/100	14,817,600 円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×25/100	9,048,000 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×20/100	4,953,600 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、市長・副市長は4年(48月)、教育長は3年(36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

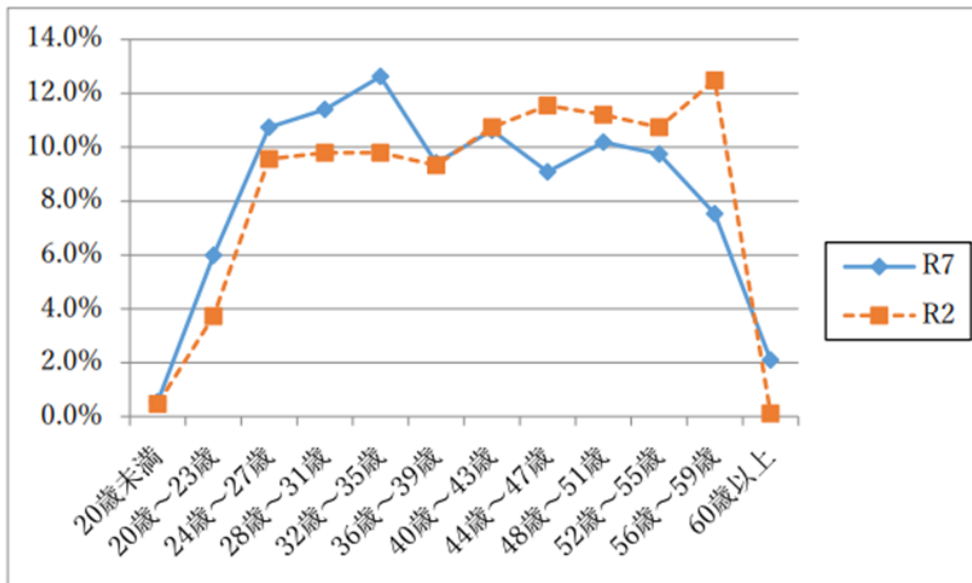
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年度	令和7年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	7	△2	業務減による体制見直し
		総務企画	141	144	3	組織改編による体制見直し
		税務	40	39	△1	財政課業務移管による体制見直し
		労働				
		農林水産	13	13	0	
		商工	10	10	0	
		土木	84	87	3	道路課の体制強化等
		民生	206	206	0	
		衛生	59	60	1	健康づくり支援課の欠員補充
	小計	562	566	4		
	政特別部門	教育	83	87	4	総務課の体制強化等
		消防	169	173	4	増隊による消防職員数の増
		小計	252	260	8	
計	814	826	12			
会計部門	公営企業等	水道	19	20	1	経営課の体制強化
		下水道	16	16	0	
		その他	39	41	2	高齢者支援課の体制強化等
		小計	74	77	3	
合計		888	903	15		
		[1,121]	[1,121]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	54人	97人	103人	114人	85人	96人	82人	92人	88人	68人	19人	903人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	536	543	543	553	561	566	30 (5.6%)
教育	85	82	83	88	83	87	2 (2.3%)
消防	160	159	157	159	170	173	13 (8.1%)
普通会計	781	784	783	800	814	826	45 (5.8%)
公営企業等会計	72	74	78	75	74	77	5 (6.9%)
合計	853	858	861	875	888	903	96 (11.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。